

令和 8 年 度

施 政 方 針

三 瀨 郡 大 木 町

本日ここに令和8年第2回大木町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとご多用の中ご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和8年度を迎えるにあたり、施政方針を申し述べるに先立ち、町民の皆様と町議会議員各位に、平素より町政運営に対する深いご理解と温かいご支援を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

世界では今も武力衝突や緊張が続き、国際社会は不安定さを増しています。

中東情勢の緊迫化やエネルギー価格の変動は、私たちの暮らしにも直接影響を及ぼしています。

本町は、地方自治体ではありますが、平和を希求する姿勢を明確にするとともに、あらゆる差別や分断を許さず、人権が尊重され、命と尊厳が守られる社会の実現を目指します。

今、私たちは、人口減少、気候変動、国際秩序の変化という、複合的な課題が重なり合う大きな転換期に立っています。

こうした大きな転換期の中で、気候変動は確実に進行し、水資源の確保という課題も現実味を帯びています。

本年は、冬場から現在にかけて少雨傾向が続いており、筑後川水系におけるダムの貯水率も、例年と比べ低下した状況にあります。現時点において、直ちに生活用水に重大な支障が生じている段階ではありませんが、今後の降雨状況や気象条件によっては、農業用水をはじめ、水利用全体に影響が及ぶことも十分に想定される状況であります。

町といたしましては、関係機関との情報共有を密に行いながら状況を的確に把握し、必要な対応を講じてまいります。あわせて、取水・配水の状況把握、節水広報、農業用水調整に関する情報共有など、影響を最小化するための対応に努めてまいります。町民の皆さまにおかれましても、日常生活の中で可能な範囲での節水について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和8年度当初予算案をはじめ、関係諸議案をご

審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の基本的な考え方と、令和8年度の施政方針について申し上げます。

はじめに、町政運営を取り巻く社会経済情勢についてであります。

我が国は、人口減少と少子高齢化の進行、物価高騰、労働力不足など、これまでにない構造的な課題に直面しております。これらは一過性の問題ではなく、今後も長期にわたって続くことが見込まれるものであり、地方自治体の在り方そのものが問われている状況であります。

本町においても、人口減少社会への対応は避けて通ることのできない最重要課題であります。人口減少を止めることは困難であります。しかしながら、人口減少のペースを抑制し、ある程度の人口で定常化させることは可能と考えられます。人口の減少は、地域の活力や経済活動に影響を及ぼすだけでなく、行政サービスを支える担い手の不足や、中長期的な財政運営にも大きな影響を及ぼします。これまでと同じ発想、同じ仕組みのままでは、町の持続可能性を確保することは困難で

あると、率直に認識しております。

こうした現実を前に、不安や戸惑いを感じておられる町民の皆さまが少なくないことも、私自身、日々の対話の中で実感しております。

こうした認識のもと、これまでの施政方針においても申し上げてきたとおり、今後は「人が減っても回り続ける行政」「担い手が限られても機能し続ける地域」を見据えた町政運営が不可欠であります。事業の選択と集中、行政と地域、民間との役割分担の見直し、業務の効率化と再構築など、避けては通れない改革に正面から向き合い、将来世代に過度な負担、ツケを残さない町政運営を進めてまいります。

あわせて、本町を取り巻く財政環境は、人口減少と少子高齢化の進行により税収の大幅な伸びが期待しにくい一方で、社会保障関連経費をはじめとする歳出の増加、高度成長期に整備された公共施設・社会インフラの老朽化、更新問題の到来であります。

さらに、現場では人材不足と業務の高度化が同時に進行し、

今後一層厳しさを増していくものと認識しております。

加えて、先の第 51 回衆議院総選挙を経て、国政の枠組みや前提が揺らぎ、政治・制度の議論は新たな局面に入ったものと受け止めております。

国においては、人口減少社会を前提とした地方自治制度や財政の持続可能性、地方の役割の在り方について、地方制度調査会において検討が進められております。

こうした動きは、地方自治体の行財政運営や施策の選択にも影響を及ぼし得るものであります。

だからこそ本町としては、国の制度や財政措置に過度に依存することなく、限られた財源と人員の中で、何を守り、何を見直し、何を次世代につなぐのかを、優先順位を明確にして主体的に判断してまいります。

このような中で編成いたしました令和 8 年度一般会計当初予算の総額は、85 億 8,800 万円となり、前年度当初予算と比較して 2 億 2,400 万円、率にして 2.5% の減となっております。

これは、単に事業規模を縮小したものではなく、国や他自治

体との給付競争や、目新しさを優先した事業展開に安易に流されることなく、持続可能な行政運営の視点に立ち、できることとできないことを見極めた上で、町の身の丈に合った施策を厳選した結果であります。

以上の基本的な考え方のもと、令和 8 年度一般会計当初予算においては、目新しい大型事業を打ち出すものではありませんが、町民の皆様の暮らしを支える基盤となる分野を中心に、必要性の高い事業を重点的に計上しております。

今、改めて自治体経営そのものの持続可能性が問われる段階に入っております。

これからの時代に相応しい行政経営と地域経営の取り組みにあたり、「自治体経営の 5 つの戦略」について、お示したいと思います。

第一として、「健康で安心して暮らせるまちを創る」ことを目指します。

自治体の役割は「今日と同じように明日も暮らし続けることを町民に保障する」ことであると考えております。そのため

には「自立して生活できる期間」であります健康寿命を延伸し、平均寿命と健康寿命の差を縮め、地域で支え合う力（地域扶助力）を高め、支え合うコミュニティの場を創出し、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちにすることです。

また、豊かな田園環境の中で子どもを安心して地域の中で育てられる、「こどもまん中社会の実現」に向けて、地域住民が顔の見える関係を築き、支え合うコミュニティを創出する社会を形成してまいります。

第二として、「環境循環のまちおおき」のバージョンアップを目指します。

本町は、きのこをはじめとする農業を基幹産業として発展してきました。今後は、価格競争に巻き込まれるだけでなく、本町の強みである資源循環や環境配慮の取組を「価値」として見える化し、農産物の付加価値向上につなげていくことが重要であります。

具体的には、環境保全に配慮した生産の取組を分かりやすく発信し、「環境循環のものがたり」を軸としたブランドづく

りを進めることで、消費者の選択につながる仕組みを整え、販路や価格形成の改善を目指してまいります。

あわせて、地域資源を活用し、社会課題の解決と経済活動を両立するソーシャルビジネスの育成・定着にも取り組みます。例えば、大木バイオクリエーションズによる廃菌床の活用など、本町ならではの資源循環を起点とした事業の芽を育て、地域に雇用と循環を生み出す取組を後押ししてまいります。

第三として、「持続可能な行政経営と地域経営に挑戦する」ことです。

人口減少と社会構造の変化の中で、地方は人的余力を失いつつあります。こうした中、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加や社会インフラの更新・再投資など、複数の要因が重なり、自治体財政を圧迫しています。

だからこそ、目の前の課題への対応に追われるだけでなく、まちの未来を見据えた視点をもって取り組んでまいります。とりわけ、社会インフラを支える上水道の安定供給、ゴミ焼却場の持続性、農業用水に用いる水資源の確保、治水対策などの

中長期課題については、それぞれの進捗段階を踏まえながら検討を深め、広域連携の枠組みの中で他の市町村と連携し、住民の生活基盤の持続可能性を着実に確保してまいります。

また、地域の持続性と人々の「ウェルビーイング」、日常的に満たされる身体的、精神的、社会的に満たされた状態を高めていくためには、地域の実情を踏まえた行政サービスを一体的に住民の皆さんに提供しなければなりません。そのためには多様な主体と行政との連携、協働や自治体間の広域連携、さらには官民連携を通じた仕組みを再構築し、行政サービスを柔軟かつ迅速に調整できる共通基盤の整備に向けた検討を進めてまいります。

第四として、「自治体経営を担う職員の政策能力の向上」を目指します。

自治体は最適人員の確保は難しく、限られた人材の力を最大限に引き出す方向に、シフトせざるを得ません。職員の政策能力の向上は、地域課題の解決、公共サービスの向上に寄与し

ます。その可能性を最大限に引き出すためのスキルを磨く実践的研修を充実させてまいります。

第五として、「町政を支える基盤としての DX の推進」を目指します。

町政運営を支える基盤として、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでまいります。

組織の生産性向上とサービスの質を高めていくために本町では、「デジタルで快適、便利な幸せな町へ」を基本的な考え方とし、年齢や障がいの有無、デジタルへの習熟度にかかわらず、誰もが取り残されることなく、デジタルの恩恵を享受できる社会の実現を目指してまいります。

DX の推進は、単なるデジタル化や新たなシステム導入そのものを目的とするものではありません。町民の皆様の立場に立ち、利用者目線に立った住民サービスの向上を図るとともに、行政内部においては、業務の効率化と働き方改革を進め、人口減少と担い手不足が進む中であっても、行政サービスを持続的に提供できる体制を構築することが重要であると考え

ております。

具体的には、町民と行政、地域をつなぐ手段として、地域コミュニティアプリの活用について検討を進め、行政情報の発信や地域活動の円滑化、災害時における迅速な情報共有など、地域コミュニティの維持・強化に資する仕組みづくりを模索してまいります。

また、行政内部においては、生成 AI の活用や電子契約の導入を進めるとともに、単に紙をデジタルに置き換えるのではなく、業務の進め方そのものを見直す BPR（業務改革）に取り組み、職員の負担軽減と業務の質の向上を図ってまいります。あわせて、窓口・申請等の町民負担の軽減、処理時間の短縮、災害時の情報伝達の迅速化など、具体の成果につなげてまいります。

DX の推進にあたっては、高齢者やデジタルに不慣れな方々を取り残されることのないよう、引き続き十分な配慮を行い、「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現を基本姿勢として、着実に取り組んでまいります。

次に「令和8年度の本町の重点施策（分野別）」をご説明いたします。

なお、以下にご説明いたします重点施策につきましては、国の重点支援地方交付金等の活用も含め、財源の確保と将来負担の見通しを踏まえ、持続可能な範囲で実施するものであります。限られた財源と人員の中で、事業の優先順位を明確にし、真に必要性の高い施策に重点化して取り組んでまいります。

①子育て・教育

子育て・教育分野では、こども未来会議条例の改正につきましては、中学生以上の生徒や高校生世代が委員として参画できる制度へと見直すものであり、「こどもまん中社会の実現」に向けた重要な一歩であると受け止めております。

今後は、制度趣旨を踏まえ、参画の拡大が実効性を持つよう、運用面も含めて丁寧に整えてまいります。

今後も、子どもたちが将来の担い手としてだけでなく、現在を生きる主権者の一人として、町政や地域づくりに主体的に関わることができるよう、その参画を促す取組を継続して進

めてまいりたいと考えております。

木佐木保育園における病児保育施設の開設に伴う運営支援を新たに実施するとともに、こども医療費助成については、高校生世代の入院費まで無償化の対象を拡充いたします。また、町内小学校の水泳授業については、民間スイミング施設への委託により、安全性の確保と教育環境の向上を図ります。

あわせて、学校給食費については、町内の小中学校に通う児童生徒及び特別支援学校中学部に通う生徒まで無償化の対象を拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を進めてまいります。

② 高齢者・移動支援

高齢化の進展に伴う移動支援の取組として、昨年 8 月から「乗合タクシーおおき号」の運行を開始しており、引き続き本事業を拡充・実施してまいります。

③ 地域づくり

地域づくりの分野では、校区コミュニティのさらなる活性

化を図るため、各校区が主体的に企画・提案する取組を後押しする提案型補助制度を活用し、地域の自主性と創意工夫を生かしたまちづくりを支援してまいります。

④環境・循環型社会

環境分野においては、バイオマスセンターの発電機更新や液肥散布車の導入を行い、施設の安定稼働と資源循環の推進を図るとともに、環境負荷の低減と循環型社会の構築に取り組んでまいります。

⑤農業基盤・防災

農業基盤及び防災・減災の観点から、水路等の土地改良施設について計画的な維持管理を行うため、施設維持管理適正化事業を開始し、施設の長寿命化と機能強化を進めてまいります。

⑥公共施設・社会インフラ整備（河川・道路）

公共施設につきましては、公園施設や学校施設、社会教育

施設などの改修・更新を計画的に進めるとともに、小中学校
体育館の空調設備整備に向けた実施設計を行い、教育環境の
改善と、災害時の避難所としての機能強化を図ってまいりま
す。

生活・活動を支える都市基盤の維持・整備においては、国道
や県道の維持管理と機能性向上のため、国・県、関係団体と連
携し、また河川対策も含め、積極的な要望活動を行ってまいり
ます。

本町では、大木町自治総合計画に掲げる 25 の政策ごとの「め
ざすべき姿」の実現に向け、施策体系に沿った事務事業（活動
シート）を体系化し、その成果を重視した行政経営を進めてま
いりました。

同計画は令和 9 年度までを計画期間としており、次期自治
総合計画の策定に向けた準備を進める時期を迎えております。
自治総合計画は、町の将来像を示す羅針盤として最上位に位
置付けられる計画であることから、これまでの考え方や取組
を適切に継承しつつ、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、

より深化した計画へとつなげていくための準備を進めてまいりたいと考えております。

令和8年度は、私にとって1期4年の任期の最終年であります。町民の皆さまにお約束してきた公約については、これまでの取組を総点検し、未着手のものや道半ばのものについても、可能な限り実現に向けて責任をもって対応してまいります。あわせて、この4年間で見えてきた課題から目を背けることなく、次の時代につなぐ改革にも着手する年と位置付けております。

特に、多世代交流棟アクアスを含む健康福祉センターの今後の方向性についてであります。

本町の健康福祉センターは、町民の健康づくりと福祉の向上を目的として整備され、健康福祉棟と多世代交流棟「アクアス」により構成されております。

このうち、アクアスにつきましては、温泉機能を中心とした多世代交流の場として、これまで長年にわたり、町民をはじめ

多くの利用者に親しまれてきました。

しかしながら、開設から長い年月が経過する中で、アクアスにつきましては、施設の老朽化や利用形態の変化に伴う課題が次第に見られるようになってきました。

また、建物の構造上、将来にわたり安全かつ安定的に運営していくためには、耐用年数を見据えた改修の在り方や、維持管理に要する費用について、改めて検討を要する状況となっていました。

この問題につきましては、長年にわたり施設を利用され、親しんでこられた町民の皆さまの中に、様々なお立場や思いがあることを、町として重く受け止めております。

こうした認識のもと、申し上げておきたいのは、町として、アクアスの廃止ありきで検討を進めているものではないという点であります。

アクアスが有する温泉の泉質につきましては、地域資源であるとのご意見を多くいただいております、本町にとっても大切な資源の一つであるとの認識は、これまでの検討において一貫しております。

一方で、将来的な維持管理の在り方、現在の利用者の状況、さらには今後、健康増進施策を一層推進していくという観点から検討を進める中で、避けて通ることのできない課題も明らかとなってきました。

人口減少や高齢化の進展、本町の中長期的な財政の安定化、そして、公共施設や建物・設備などの「資産」を、長期的な視点で最適に維持・更新・活用するための戦略計画、いわゆるファシリティマネジメント計画との整合を考えた場合、現状のアクアス施設を、そのままの形で将来にわたり維持管理し続けることが、最適な判断であると考えすることは困難であるとの結論に至りました。

これまで設置してまいりました外部委員会においても、同様の議論が重ねられており、施設の老朽化や将来負担の問題を踏まえれば、この課題をこれ以上先送りすることはできない案件であると、町として判断したところであります。

こうした認識のもと、令和5年度には、「健康福祉センター

の在り方に関する検討委員会」を設置し、健康福祉センター全体を一体的に捉え、将来にわたって町民の健康増進を支える拠点として、どのような役割を果たすべきかについて検討を進めてまいりました。

その中で示されたのが、健康福祉センターを「全世代型健康増進拠点」として再構築していくという方向性であります。

運動、測定、指導、交流といった機能を有機的に組み合わせ、町民一人ひとりの行動変容につなげ、健康寿命の延伸や介護予防につなげていくための、これまでの取組を土台とした進化であると考えております。

また、温泉機能につきましても、その価値を否定するものではなく、今後は、運動や健康指導などと組み合わせることで、健康増進を支える重要な要素の一つとして位置づけ直していく考えであります。

温泉資源を健康づくりのプロセスの一部として活用することで、拠点全体の価値を高め、持続可能な運営につなげていきたいと考えております。

なお、アクアスをめぐる議論の中で、前回の長寿命化調査において算定された約18億円余という数字が示されております。

これは、現行施設を継続利用する前提で、将来的な改修・更新費用を積み上げた概算であり、本町の財政規模を踏まえた場合、決して軽視できるものではありません。

このため、本3月議会におきましては、議会からの要請を受け、前回調査の項目に加え、当時は調査対象となっていなかった項目も含めた再調査を行うための補正予算を計上しております。

この調査結果を踏まえ、現行施設を継続した場合を含め、二つの基本設計案について検討を進め、秋口には総合的に比較検討できる資料が出揃う見込みとなっております。

町としては、①町民の健康増進効果、②安全性・維持管理の実現可能性、③財政負担と将来世代への影響、④利用実態、⑤地域資源としての温泉価値、の観点で総合評価し、判断を整理してまいります。

しかしながら、アクアスの利用者の皆様や、長年にわたり施設に愛着を持ってこられた町民の皆様に対し、現状として施設を維持・存続させることが困難な状況にあるという点について、十分なお理解をいただけていない現実があることも、町として重く受け止めております。

それでもなお、この問題は、町の将来を見据えたとき、避けて通ることのできない課題であります。

去る2月21日に開催した住民説明会を起点として、今後はワークショップ形式での意見交換も重ね、丁寧な説明と対話を行いながら、本町としての判断を整理するとともに、議会におかれましても十分なお議論をお願いし、健康福祉センター及びアクアスの今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

結びに申し上げます。

アクアスをめぐる検討は、単に一つの施設の是非を問う議論ではなく、限られた資源の中で、町民の健康と暮らしを将来にわたってどのように支えていくのかという、本町の根幹に

関わる判断であります。

本町の将来世代に責任を持つ立場として、避けて通ることのできない判断であることについて、何とぞご理解を賜りたいと考えております。

この1期4年の節目にあたり、あらためて地方自治の原理について、私の考えを申し述べさせていただきます。

ご承知のとおり、地方自治は二元代表制であります。

町民の皆様から直接選挙によって選ばれた町長が提案し、執行する責任を負う。

同じく町民の皆様から選ばれた議員各位が、町民を代表してこれを審議し、議決し、監視する。

どちらが上でも下でもありません。

それぞれが町民から負託を受けた、対等の存在であります。

私は町民全体の代表として、この職をお預かりしております。

議員各位におかれましても、それぞれ多くの、そして多様な町民の皆様の声を胸に、この議場に立っておられます。

私たちは本会議場において、公人であります。

町政を任された政治家であります。

議論の中で異論、様々なご意見や考えがあることは当然であり、また、厳しい指摘もまた議会の重要な役割であります。

しかし、一たび議決がなされた以上、それは町としての最終的な意思決定であります。

その決定は、個々の立場を超え、町全体の意思として尊重されなければなりません。

執行段階において、その決定が実質的に損なわれるようなことがあれば、それは議決の重みを自ら弱めることにもつながりかねません。

議会の決定は町民の意思であり、執行権を有する町としても、その意思を真摯に受け止め、誠実に執行していく責任があります。

行政の裁量は存在いたしますが、それは議会の意思と対立するためのものではなく、より良い形で実現するために行使されるべきものであると、私は確信しております。

これこそが、二元代表制の責任ある姿であります。

その判断は、将来にわたり評価されます。

あの時の決断が持続可能であったのか。

将来世代に過度な負担を残さなかったのか。

町全体の利益に資するものであったのか。

その問いは、執行部だけに向けられるものではありません。

意思決定に関わった私たち全員に向けられるものであります。

私は執行者として結果責任を負います。

同時に、議決という最終判断の重みは議会と共有されるものであります。

この緊張感と覚悟こそが、町民から負託を受けた私たちの責任であると、あらためて申し上げます。

これまでの歩みを踏まえ、地方自治の原理を胸に刻み、町民の信頼に応え得る町政運営を続けていく決意をここに表明いたします。

今後も、本町の将来に責任を持つ行政として、町民の皆様の暮らしを支え、福祉の向上に努めつつ、次の世代へと引き継

ぐことができる行財政運営を基本に、着実かつ丁寧な町政運営に全力で取り組んでまいります。

本町が直面する課題は、いずれも先送りできる性質のものではありません。人口減少が進む中で、従来どおりの拡大や横並びの施策を続ければ、将来世代に負担を残すこととなります。だからこそ、できることとできないことを明確にし、事業の優先順位を定め、限られた財源と人員を成果に結び付ける行政運営を徹底してまいります。

最後に、特別会計の当初予算額についてであります。

国民健康保険一般会計当初予算額は、1,877,326 千円、前年度比 66,070 千円の増であります。

次に、後期高齢医療保険一般会計当初予算額は、287,683 千円、前年度比 39,043 千円の増であります。

水道事業会計当初予算額は、収益的収支、収入は 273,280 千円、支出は 252,807 千円として予算額を計上しています。

議員各位におかれましては、本日上程いたします議案について、建設的な政策提言とともにご審議いただき、議決・承認

を賜りますようお願い申し上げます。

また、町民の皆様、関係団体の皆様には、地域と行政が支え合い、役割を分かち合う協働の取組みに、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げ、開会に当たりのご挨拶並びに令和8年度の施政方針といたします。